

## 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書

福山市（以下「甲」という。）と認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、福山市内で地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害現場における行方不明者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施し、又は避難所等における被災者のこころのケア（以下「セラピー活動」という。）を図るため、災害救助犬及びセラピードッグ（以下「救助犬等」という。）の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

### （出動要請）

第1条 甲は、捜索活動又はセラピー活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、救助犬等の出動を要請するものとする。

### （出動）

第2条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、速やかに救助犬等を出動させるものとする。この場合において、救助犬等の出動頭数及び出動人員は、災害の種類、規模等を考慮し、甲乙協議の上決定するものとする。

### （捜索活動）

第3条 乙は、出動した災害現場においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

### （こころのケア）

第4条 乙は、出動した避難所等においては、甲の指定した現場指揮者の指示に従いセラピー活動を実施するものとする。

### （費用負担）

第5条 第2条の規定による出動に要する往復交通費及び出動中の宿泊費は、原則として甲の負担とする。

### （損害賠償）

第6条 この協定に基づく出動又は活動に伴って乙の出動人員、救助犬等に生じた損害賠償（第三者に対する損害賠償を含む。）は、乙の責任において行うものとする。

### （有効期限）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から当該年度末までとする。ただし、期間終了の1か月前までに、甲乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときには、更に1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(庶務窓口)

第8条 この協定の庶務窓口は、甲にあつては福山市企画総務局総務部危機管理防災課、乙にあつては認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会事務局において処理するものとする。

2 甲及び乙は、毎年度当初に本協定で定める連絡担当者、連絡手段等について、相互に確認するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めがない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

2016年(平成28年)2月2日

甲 広島県福山市東桜町3番5号  
福山市  
福山市長 羽田 皓

乙 兵庫県伊丹市下河原二丁目2番13号  
認定特定非営利活動法人日本レスキュー協会  
理事長 吉永 和正